

静岡県告示第655号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定に基づき次のとおり告示し、申請書及び同法第15条第3項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、令和4年11月14日までに、静岡県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和4年9月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

ナンヨー株式会社

静岡県磐田市駒場4820番地

代表取締役 南陽 良幸

2 産業廃棄物処理施設の設置場所

静岡県磐田市駒場字村前5160番1 外2筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハ）

4 処理する産業廃棄物の種類

鉍さい、汚泥

5 申請年月日

令和4年6月28日

6 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

静岡県西部健康福祉センター環境課（〒438-8622 磐田市見付3599-4）

7 縦覧期間及び時間

令和4年9月30日から令和4年10月31日まで

縦覧の時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。

8 意見書に記載すべき事項

(1) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号

(2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請者の名称及び廃棄物処理施設の種類

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

9 意見書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。

(2) 提出先

縦覧場所に同じ